

平成29年12月11日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

総務委員会

委員長 渡 辺 一 美

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について
(2) その他
- 2 調査の経過 12月11日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、二市一町新ごみ処理施設（リサイクル施設）について
執行部から報告を受け、質疑を行った。
また、議会報告会における意見、要望等についての取り扱いを協議した。その中で、豪雨災害についての意見要望は、執行部よりすでに議会に報告され総括されていることから、調査項目とせず、災害発生後に自治会長等に対し、市全体の災害状況について情報提供をすることなど、当委員会での協議内容を執行部に提言すべきものとして議長宛て報告し、議長から申し入れてもらうこととした。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 81 号 魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 82 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 83 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第 84 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第 85 号 魚沼市火災予防条例の一部改正について
- (6) 議案第 88 号 指定管理者の指定について（魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場）

2 調査事件

- (7) 閉会中の所管事務等の調査について
- (8) その他
 - ・二市一町新ごみ処理施設（リサイクル施設）について
 - ・議会報告会の意見・要望の取り扱いについて

3 日 時 平成 29 年 12 月 11 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 大桃 聡、佐藤敏雄、大平栄治、渡辺一美、高野甲子雄、大屋角政、
遠藤徳一、（森島守人議長）

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、森山総務課長、小峯環境課長、佐藤消防長

8 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

9 経 過

開 会（10：00）

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。本日は、
当委員会に付託されました議案について審査を行います。

- (1) 議案第 81 号 魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 1、議案第 81 号 魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大桃委員 現在、これを改正したために該当する方は何人くらいいますか。

森山総務課長 現在はいらっしゃいません。

大桃委員 将来に向かって、今わかる範囲では。

森山総務課長 今現在いらっしゃるということで、将来もほとんどいないのではないかと思います。ただ、国の制度、法律の改正ということで、本市にもそういう条例で制度が定まっておりますので、今回、国の制度に合わせて改正をさせていただいたということでございます。

大桃委員 後段については聞いていませんので、答弁していただかなくて結構です。

大屋委員 この条例は、非常勤の職員、育児休業をすることができない職員とあわせて追加でなっておりますが、非常勤職員にとっては改善されているのかどうか。そこが具体的にわからないのでお聞かせ願います。

森山総務課長 期間が延びたということで、改善をされていると考えております。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから、議案第 81 号について採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 81 号 魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 82 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 2、議案第 82 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから、議案第 82 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第 82 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 83 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 3、議案第 83 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから、議案第 83 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第 83 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 84 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 4、議案第 84 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから、議案第 84 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第 84 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第 85 号 魚沼市火災予防条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 5、議案第 85 号 魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 本会議の中で提出を求められておりました規則の一部改正規則について、消防長のほうから説明をさせますのでお願いいたします。

佐藤消防長 それでは、補足して説明いたします。この規則案でございますが、この中に公表に該当するというようなものは何かという説明をしたいと思います。見ていただいたとおり、特殊な表現をしてありますので、一番後ろのほうに区分表というのをつけてございます。要するに不特定多数の方が利用する建物、あとは自力避難が困難な方等が使用する建物というものが、重大な消防法違反になった場合について公表を行うというものであります。

渡辺委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

大屋委員　魚沼市内で、ここにありますが、大体何件くらいあるか調査をしていますでしょうか。

佐藤消防長　おおむね 200 程度でございます。

大屋委員　確認ですが、個人住宅等にはこれは及ばないと理解してよろしいですか。

佐藤消防長　添付の表のとおり、個人住宅には一切及ばないものであります。

大桃委員　今、200 程度というのは対象の話を聞きましたけれども、調査もなされているでしょうから、これが条例改正になった場合に徹底をされるであろう、想定されるような対象物は 200 の中のどのくらいですか。

佐藤消防長　その該当する、今現在では違反の対象物はございません。スプリンクラー、屋内消火栓設備、自動火災報知設備というようなものがある建物が約 200 件ということでございます。不特定多数が利用するそのような建物です。

大桃委員　では今のところ、これを改正したからといって即公表となるようなところはないという認識でよろしいですか。

佐藤消防長　そのとおりでございます。

渡辺委員長　ほかに質疑はありますか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから、議案第 85 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 85 号 魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第 88 号 指定管理者の指定について(魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場)

渡辺委員長　日程第 6、議案第 88 号 指定管理者の指定について(魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場)を議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長　ありません。

渡辺委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから、議案第 88 号について採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 88 号 指定管理者の指定について(魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 閉会中の所管事務等の調査について

渡辺委員長　日程第 7、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思ひ

ますが、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

（８） その他

・ 二市一町新ごみ処理施設（リサイクル施設）について

渡辺委員長　日程第８、その他についてを議題とします。まず、二市一町新ごみ処理施設（リサイクル施設）についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

小峯環境課長　（資料「二市一町新ごみ処理施設（リサイクル施設）について」により説明）

渡辺委員長　それでは、この件につきまして質疑を行います。質疑はありませんか。

大桃委員　民間に出そうという意欲だったんだけど、１社もないという話の中で、方針は今後決定ということなんですけども、内容の部分について、この辺が一番ネックみたいところは、わかっているところとか、考えありますか。

小峯環境課長　一番のネックというのが、民間で設立ということになりますと、多額の経費がかかるというようなことで、そこが一番ネックになっているかと思います。

大桃委員　この提示については、今ある施設、各社がお持ちの施設を使ってという考えじゃなかったということよろしいですか。

小峯環境課長　もちろん各社が持っている施設で間に合えば、それで結構なんですけど、二市一町の不燃ごみの処理施設ということになりますと、どこの業者でも規模が小さすぎるというようなことで、こちらの二市一町の考えとしては、新規で設立ということでございます。

大桃委員　１０社に打診して１社もという話の中では、新規でという、どういふのをイメージされているのかわかりませんが、１社なのか２社なのか。２社だと半分でできると思いますけれども、どのくらいの事業規模、要は設備投資をする事業規模を想定しているんですか。

小峯環境課長　今ほどうご質問なんですけども、２社、３社合同でも結構ですというお話でございますし、事業規模については、こちらのざっくりとした試算ですけれども、その施設建設には３０億円程度が必要であろうということでございます。

大屋委員　３０億円程度必要だということですが、これは考え方としては、二市一町を一つの箇所を集めてリサイクルをすることを考えていますか。

小峯環境課長　１カ所ということでございます。場所については、もし民間でできれば、どこという指定はございません。ご存知のとおり、一般ごみについては市町村の責任でということになっておりますので、民間でできる方があれば手を挙げていただきたいということでご説明させていただいております。

大屋委員　やはりリサイクルの関係については、自治体ごとに、魚沼市であれば１カ所、南で１カ所、湯沢で１カ所とか、そういう形の計画のほうが業者も入りやすいし、仮に民間で受けることができないということになれば、公営でも、公営でつくって指定管理という形でもできないことじゃないと思うんですが、そこらはどう考えていますか。

小峯環境課長 民間でできないということでございますので、今後は公設公営になるのか、公設民営になるのかというお話になりますが、先ほど今後の方針ということでお話させていただきましたが、検討委員会のほうで検討いただきながら、方向を決定していきたいということでございます。

大屋委員 やっぱり検討委員会で検討するにしても、最初から1カ所に集めるんだと、そこでやるんだという考えでやるのと、各自治体でやっぱりリサイクル部門は責任もってやるということでは全然違うんで、私の提案ですが、各自治体ごとにそこはやるべきではないかと思いますが、そういう意見はどうでしょうか。

小峯環境課長 今まだ正式に決まっていない、民間が受け手がいなかったというだけの状況でございます。二市一町の基本的方針は1カ所であるということですが、それもまだ完全に決まった段階ではないというようなことです。ですので、これからずっと1カ所でやるんだとか、何カ所かするんだというような決定はまだなされていない段階でございます。

大屋委員 だから魚沼市の方針をしっかりと検討した上で、検討委員会に持ち込むということがなければ、全く自分たちは言いなりという形になると思うんですね。やっぱり30億円、1カ所にまとめるから30億円かかるわけであって、それを分散すればそんなにかからないわけですから、そこらを考えていただきたいと思います。これは意見です。

遠藤委員 手挙げ式で、民間からの手が挙がらなかったということでもありますけれども、この要件の中に用地買収等も含めて、全てお任せでというような要件だったのでしょうか。

小峯環境課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

遠藤委員 なかなか行政が用地買収を行ってもまとまらないものが、民が手を挙げて用地買収なんて成立するはずがないとは思わなかったんですか。

小峯環境課長 なかなか難しいという議論は、当然ございました。それでも委託できるもの、民間に委託できるものは民間にという考え方から、後から、うちができたのに、というようにお話がある可能性もございますので、それで意見を伺わせていただいたということでございます。

遠藤委員 意見の中に、用地買収は市がやってくれとか、公でできる部分についての要望はなかったんですか。

小峯環境課長 ございませんでした。

遠藤委員 なかなかそうなると、募集の仕方についても私は首をかしげる部分があるかと思います。たとえば、用地買収あるいは造成等については市が持つけど、中身のほうについて、その中での業務をやっていただけないかということもなく、一概にリサイクルセンターを一つにし、概算でいうと30億規模のやつを民間でやるといっても、なかなか手が挙がらないと思うんですけども、30億規模での事業というのは、用地、建物等も含めて、どれだけの大きさ、規模を試算しているんですか。

小峯環境課長 そこまで詰めておりません。意向調査の段階というようなことで、計画書の中でそれも示していただきたいと、机上プランということもありますけれども、そういったことで募集をさせていただいたということでございます。

遠藤委員 大体様子はわかって、これじゃ手が挙がらないなというのがわかりましたけれども、やっぱり市の構想として、リサイクルセンターを一つにしたいという大前提があるわ

けでありますので、行政の役割としてどこまでどうできるのかという、きちんとした役割と責任の部分を明確にして募集をしなければ、手を挙げる人はいないと思います。そういったことも含めて、用地買収あるいは造成等が必要なら造成、あと今後のごみ処理施設等との連携だとかも含めて、ある程度、計画を申し上げたうえでやらないと無理なんじゃないかと思うんですが、それについて一点。

小峯環境課長　今後については、確かに今回手が挙がらなかったということなんですけども、新ごみ処理施設検討委員会でまた議論をさせていただいて、今後の方針ということになります。明確な基本設計等全くございませんので、今後という話になるかと思います。

遠藤委員　民間に、30億くらい、運営になるのか初期投資になるのかわかりませんが、かかった場合に、市はどれくらいで民間がそれを利益に上げられる要素をお持ちですか。

小峯環境課長　投資金額からいたしますと、なかなかペイは短期間では難しいと思います。

佐藤委員　新ごみ処理場との関連もあろうかと思いますが、もし1カ所にする場合は、新ごみ処理場と同敷地みたいな考え方ですか。

佐藤市長　これからの作業部会の検討になると思いますけれども、そこも含めてやっていかなきゃいけないと思います。ただし、今市内の中にも、南魚沼市内の中にも、同じようだと思いますけど、例えば、資源化できる処理施設を持った企業が何社かあるわけですので、そういった企業をどう使っていくかということも含めてやっていかないと、一本化することによって、その企業の営業活動を阻害してしまうようなことがあってはならないと思いますので、そういうところも積極的に使いながら、今両市で持っているごみの排出量を算定しながら、これから計画していくべきだろうと思ってますので、今課長のほうからわけのわからない話、いっぱいしましたけれど、基本的には排出される量というのは捉えていますので、それをどういうふうに組み立てていくかという話だと思います。ですので、あとは公的に処理しなきゃならない部分も含めて、どこにどういうふうな形で、隣接させるのか、同じ処理棟の中で一つにするのかということ、これからの検討課題になると思います。今ここで、なかなか答えにくい部分がありますので、よろしくお願いしたいと思います。計画ができあがってきたら、また説明させていただきます。

佐藤委員　私がそれを聞いたのは、大屋委員が発言したことと同じなんですけど、おそらく新ごみ処理場は魚沼市外になると思いますけども、そこにまたリサイクルセンターができるということは、魚沼市の事業箇所ではなくなったり、雇用の場もなくなるわけですので、そういう意味で大屋委員が言ったように、1カ所ではなくて、分散できるような方向を検討課題としていただきたいと思います。

佐藤市長　皆さん方からいただいているご意見については、それぞれ聞き取った後に、作業部会のほうにもこの意見をきちっと出させていただいて、検討していくということだと思います。

大桃委員　行政のほうで方向性も何もない中で、民間に要項なんて投げつけたって何もできるわけない。もうちょっときちんと検討して、こういうふうにとったら民間でもできますね、みたいな話の持ち方しないと、今までこれやったの、何の意味もないじゃないですか。提案です。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) ないようですので、本件につきましては、

今ほど、皆さんの意見をしっかりと作業部会のほうに提案していただき、検討していただくということで決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定させていただきました。

・議会報告会の意見・要望の取り扱いについて

渡辺委員長　次に、議会報告会の意見・要望の取り扱いについてを議題といたします。これからは委員会内部の協議となりますので、執行部からこのほかに何か発言がなければ、執行部は退席ということにさせていただきたいと思いますが。（異議なし）では、執行部のほうから、その他報告事項はありませんか。（なし）では、委員の皆さんのほうから、ご意見、協議事項等はありませんか。（なし）ないようでしたら、執行部は退席願います。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：34）

再　　開（10：44）

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。これより、議会報告会の意見・要望の取り扱いについてを協議願います。11月14日付で、議長及び各議員へ報告がなされ、総務委員会の所管となった意見・要望について、その取り扱いを検討・協議いたします。当委員会の取り扱いの区分は、配布資料のとおり実行委員会で仕分けされ、報告をいただいております。配付済みの「平成29年第2回議会報告会 意見・要望取扱い区分」に基づき、これより検討いたします。当委員会の該当は、1番から29番の29項目で、このうち区分Aの7番、12番、22番の3項目について検討します。しばらくの間休憩し、委員間の自由討議の取り扱いとしたいと思いますが、異議ありませんか。（異議なし）それでは、しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（10：45）

休憩中に自由討議（発言の要旨）

（7番　災害後の情報提供について）

- ・ 委員会から提言をして終わりでよい。
- ・ 議会から知らせる手段はない。執行部から区長・自治会長に対して災害の状況をお知らせしてもらうよう提言する。
- ・ 区長に情報を聞くばかりで、その後の対応状況を教えなかったことが問題。

（12番　リサイクル施設について）

- ・ 本日の委員会で執行部との質疑を行った。今後は進捗状況に合わせて調査していくことでよい。

（22番　斎場の債権について）

- ・ 大きな課題であるため、委員会で調査、検討して、一定の方向を出していくべき。
- ・ 委員会として、どこまで調査するか着地点が見えない。本会議でも答弁が出ていることである。
- ・ 調査することにして、その先はどうか話し合っ決めてほしい。事実関係としてどうなのかを、委員会として調査する。
- ・ 一般質問で、市長が答弁している。予算・決算も通っている。委員会で調査するのであれば、どこまで調査するかははっきりしておかないと混乱するのではないかな。
- ・ 意見が分かれているので、もう少し議論していく。結論は持ち越すこととする。

再 開（11：25）

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開します。当委員会には7番、12番、22番の項目がAということでありましたが、まず7番につきましては、今ほど休憩中に、それぞれの皆さんからご意見いただきましたことを、こちらでまとめさせていただいて、議長のほうに提案をさせていただき、議長から執行部宛てに提案をしていただくという形で対応させていただきます。

12番については、これは本日、執行部のほうからリサイクルセンターの経過の報告がございました。その報告をもちまして、これから何かありましたら引き続き調査をするという形で結論づけさせていただきたいと思います。

22番については、今ほど休憩中に皆さん方からいろいろと自由討議していただきましたけれども、なかなか結論が難しいということで、結論持ち越しということにさせていただきたいと思います。以上のように決めさせていただき、まとめさせていただきましたけれども、ご異議はありませんか。（異議なし）

それでは続きまして、休会中ですが、皆さんのほうから次回どのようなことについて調査をするかということで、もしあるようでしたらご意見いただければと思います。当初の予定では、遠藤委員からは、確か市内のサインについて調査をしたいというお話が出ていました。大屋委員は、今ほど終わりましたのでそれでいいかと思いますし、大平委員からは、予算・決算のことでした。

高野委員 公共交通の関係について、少し、中間総括というか検証をしたほうがいいのかという気がしていましたので、そこを検討いただきたい。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長 今、3つほどあるんですけども、それともう一つ執行部のほうからも言われていることがあるんですけど、このところごみ処理施設、焼却場なんですけれども、なかなか委員会のほうで視察に行っていないので、もしよかったらというお話もありましたけれども、公共交通のことについて、入広瀬も10月から始まりましたので何か調査できればと思います。

遠藤委員 市民の声なんかでも、基幹病院との間が公共交通化されて不便があるという話もあるんで、そういったものを参考にしてもらえますか。

渡辺委員長 それでは、皆さんのほうからいただきました公共交通を、次回議題とさせていただきたいと思います。それから焼却場のほうは、時間的にいかがでしょうか。春早い段

階でもいいかもしれないです。

大屋委員 2月定例会が終わってから、4月あたりでどうですか。

渡辺委員長 では、公共交通について、次回調査させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。(異議なし)

遠藤委員 せっかくなんで、10月から始まったコミ協バスの現状だとか、会員がどれくらい集まっているか、そういったこと、もし資料としていただけたらと思います。

高野委員 基幹病院の関係と、その関係とをお願いします。

渡辺委員長 それでは休会中には、そのことをさせていただきます。そのほか、ご意見ありますでしょうか。(なし) なければ、本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉 会 (11 : 31)